セ　火災表示等（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

(ｱ)　蓄積式

蓄積機能及び火災表示が適正であること。

(ｲ)　アナログ式

火災表示が適正であること。

(ｳ)　二信号式

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であること。

(ｴ)　その他

火災表示が適正であること。

ソ　注意表示（アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）

適正であること。

タ　回路導通（無線式の複合型居住施設用自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。

チ　設定表示温度等（アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。）

感知器の設定表示温度等が適正であること。

ツ　感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。）

感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。

テ　予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(3)　感知器

ア　外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ　警戒状況

(ｱ)　未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(ｲ)　感知区域

設定が適正であること。

(ｳ)　適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(ｴ)　機能障害

機能障害となるものがないこと。

ウ　熱感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）

(ｱ)　スポット型

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

(ｲ)　分布型

ａ　空気管式

作動及び作動継続の機能が正常であり、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

ｂ　熱電対式及び熱半導体式

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

(ｳ)　感知線型

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

エ　煙感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）

(ｱ)　スポット型

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

(ｲ)　分離型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

オ　炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

カ　多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るものを除く。）

その有する性能に応じて、ウ及びエに準じた事項に適合していること。

キ　感知器（遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るものに限る。）

感知器の作動が適正であること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

(4)　発信機

ア　周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ　外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

ウ　表示

適正であること。

エ　押しボタン及び送受話器

押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。なお、確認灯のあるものにあっては、点灯すること。

オ　表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(5)　音響装置

ア　外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ　取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

ウ　音圧等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞きとれること。

エ　鳴動

鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動すること。